

令和元年第1回つがる市議会定例会 17日間 6月3日～6月19日

今定例会の議案は
 市長提出議案・・・31件（うち追加3件）
 議員発議・・・1件
 諮問・・・1件
 陳情・・・2件
 各議案と議決結果をお知らせします。

○は全会一致

番号	件名	審議結果	議決結果
市長提出議案			
予算	1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(平成30年度つがる市一般会計補正予算(第8号))	○	承認
	2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(平成30年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号))	○	承認
	3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(平成30年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))	○	承認
	4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(平成30年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第6号))	○	承認
	5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(平成30年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号))	○	承認
	6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(平成30年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第5号))	○	承認
	7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(令和元年度つがる市一般会計補正予算(第1号))	○	承認
	8号 令和元年度つがる市一般会計補正予算(第2号)案	○	可決
	9号 令和元年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)案	○	可決
	10号 令和元年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)案	○	可決
	11号 令和元年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案	○	可決
	12号 令和元年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案	○	可決
	13号 令和元年度つがる市介護保険特別会計補正予算(第1号)案	○	可決
条例	14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	○	承認
	15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(つがる市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	○	承認
	16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(つがる市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	○	承認
	17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(つがる市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	○	承認
	18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	○	承認
	19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件(つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	○	承認
	20号 つがる市行政財産使用料条例の一部を改正する条例案	○	可決
	21号 つがる市消防手数料条例の一部を改正する条例案	○	可決
	22号 つがる市火災予防条例の一部を改正する条例案	○	可決
	23号 つがる市漁港管理条例の一部を改正する条例案	○	可決
	24号 つがる市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	○	可決
	25号 つがる市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案	○	可決
	26号 つがる市都市公園条例の一部を改正する条例案	○	可決
	27号 つがる市介護保険条例の一部を改正する条例案	○	可決
その他	28号 筒木坂辺地及び丸山辺地に係る公共的施設の総合整備計画案	○	可決
	29号 工事の請負契約の件(つがる市北消防署建設工事)	○	可決
	30号 工事の請負契約の件(つがる市地球村温泉棟建設工事)	○	可決
予算	31号 令和元年度つがる市一般会計補正予算(第3号)案	○	可決
諮問	1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件	○	適任
陳情			
陳情	1号 柔道競技場(練習場)に関する要望書	○	採択
陳情	3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について(ご依頼)	○	採択
議員発議			
発議	1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)	○	可決

提出された議案をピックアップ

議案第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めめるの件
 専決第5号 つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 ふるさと納税制度が見直されました

令和元年6月1日施行

◇ふるさと納税制度は2008年に創設され、自分が応援したい自治体に寄附をして希望をすれば、返礼品が届く制度です。
 しかし、年々寄附額が拡大し、多くの寄附を集めようと自治体間の競争が激化。商品券などの換金性の高いものが出てきたため、総務省は過度な返礼品競争は本来の主旨から外れるとして強制力のある法律に改正し、ルール化しました。

◎総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で、次の基準すべてに適合した地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定します。
 ①寄附金の募集を適正に実施する地方自治体
 ②返礼品については、返礼割合を3割以下とし、地場産品とする。

※指定されない自治体に対する寄附金については、特例控除の対象外となります。



こんな質問が出ました

問 今まで返礼品に関してルール化されていない

かったのか。

答 返礼品については、これまでルール化されておらず、総務省は過度な返礼品を用意している自治体に対し指導してきたが、改善されないこともあり、法律改正に至った。

問 このことによって、市の影響は。

答 このことによつて、市の影響はない。
 市の返礼割合は以前から3割以下としているため、影響はない。

2 住宅ローン控除が拡充されます

平成31年4月1日施行

◇マイホームを消費税率10%で取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合には、住宅ローン控除期間が13年に延長されます（現行は10年まで）。

ただし、11年目以降3年分の控除額は消費税が引き上げになった分（2%）が上限となります。



諮問

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件
 諮問第1号

人権擁護委員

次の方を適任と答申されました。

おがさわらかねみ 小笠原金美さん（再任・木造）

かさい ひろかず 葛西 弘和さん（再任・木造）

任期 令和元年10月1日から

令和4年9月30日まで

【住宅ローン控除拡充のイメージ】

ローン残高（最大4,000万円）の1%（最大40万円）を10年間、所得税から控除。所得税で控除しきれない分は住民税からも一部控除。

控除期間を3年延長
 消費税率2%引上げの負担に着目し、建物購入価格の2%（2/3%×3年間）の範囲で減税

最大40万円	最大40万円	最大40万円	最大40万円	最大40万円	最大40万円	最大40万円	最大40万円	最大40万円	最大40万円	最大40万円	11年目	12年目	13年目
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目				

拡充措置（3年延長）